

「生活支援戦略」中間まとめに係る論点

1 生活困窮者支援体系の確立

- ①経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握
- ②初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援体制の構築
- ③民間との協働による就労・生活支援の展開
- ④「多様な就労機会」と「家計再建+居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討
- ⑤ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化
- ⑥「貧困の連鎖」の防止のための取組
- ⑦「地域の力」を重視した基盤・人材づくりと政策の総合的展開

①②③⑦ 現時点では支援内容・実施体制等が不明だが、現場のケースワーカーには、今以上の業務負担は困難であり、民間事業者への委託等の検討が必要。

④⑤ 現行の第2のセーフティネットは十分に機能していない。生活保護に至らず自立できる給付水準の確保と、就労・自立支援と一体の支援制度の検討が必要。

⑥ 生活困窮者が増加しないよう「貧困の連鎖」の防止のための取組については、今後重点を置いて実施すべきである。

2 生活保護制度の見直し

- ◆検討を進める事項
- (1)生活保護基準の検証・見直し
 - (2)指導等の強化
 - (3)「脱却インセンティブ」の強化
 - (4)ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化
 - (5)高齢者や障害者などに対する社会的自立の促進

(1) 生活保護基準については、基準部会で一般低所得世帯の消費実態との比較検証を行っている。

(2) 指導等の強化には、調査対象者の回答義務や回答拒否への罰則が不可欠、不正受給を行った者への罰則強化も必要。

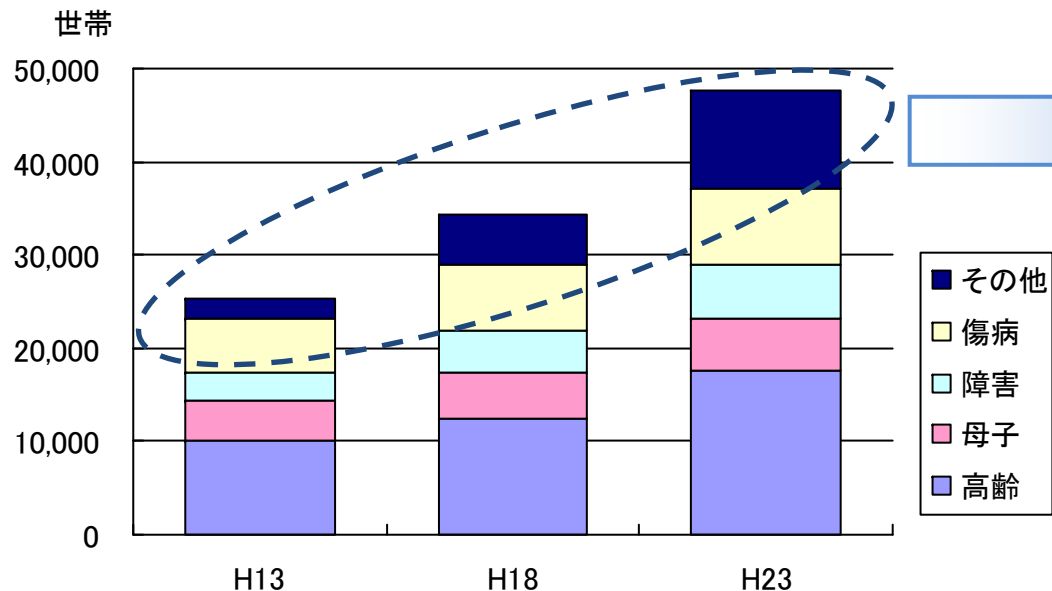
(3) 家計指導や保護脱却後のフォローアップは重要であるが、現状、ケースワーカーには実施困難であり、民間事業者への委託等の検討が必要。

(4) 被保護者への早期・集中的な支援が有効、ハローワークと福祉事務所の情報共有及び求人端末の設置等の仕組みをさらに進めるべき。

(5) 増加する高齢者世帯への対応として、抜本的な制度改革が必要。

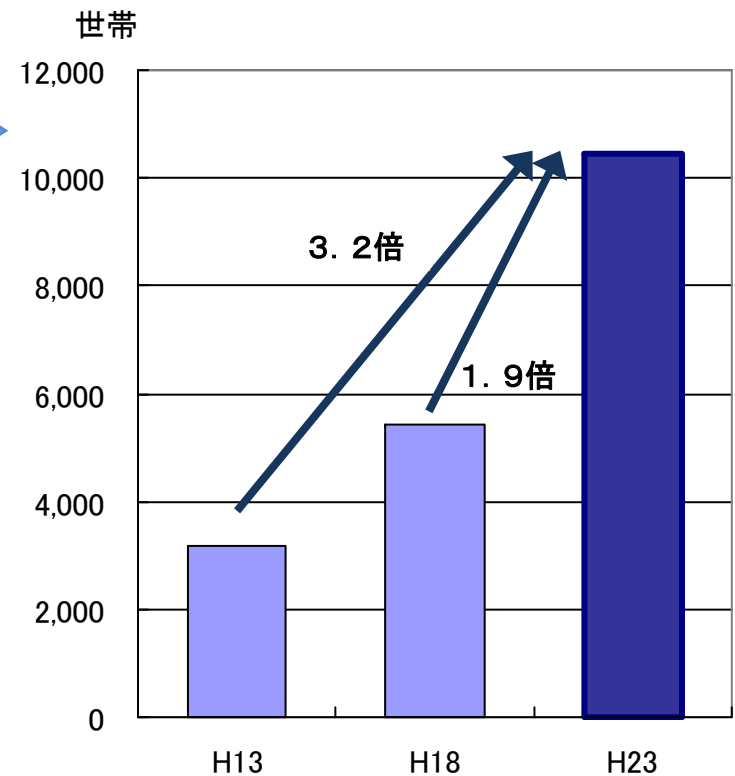
生活保護の動向(札幌市)①

1 被保護世帯数の推移



	高年齢	母子	障害	傷病	その他	合計
H13	10,160	4,140	3,115	5,708	3,184	26,308
H18	12,347	4,986	4,577	7,089	5,414	34,414
H23	17,568	5,612	5,836	8,117	10,441	47,633

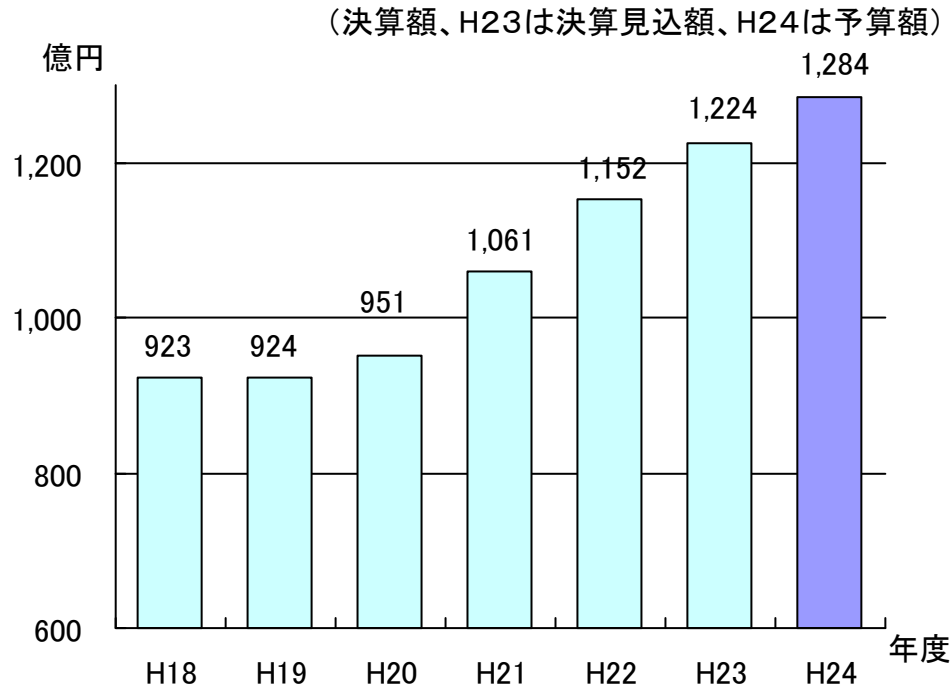
2 その他世帯数の推移(再掲)



- 被保護世帯数は、この10年間で1. 8倍に増加した。
- 特に、その他世帯の増加が著しく、この10年間で3. 2倍、特にこの5年間で1. 9倍に増加した。
- 働く能力がありながら生活保護を受給する者に対する就労・自立に向けた積極的な支援が必要。

生活保護の動向(札幌市)②

3 生活保護費の推移



○被保護世帯数の増加に伴い、生活保護費も増大し、財政を圧迫している。

○平成23年度における医療扶助は567億円で、生活保護費の46.3%を占めている。

4 ケースワーカー数の推移

年度	CW定数	世帯数 (4月1日)	CW1人当たり世帯数	
			年度当初	年度末
H20	449	36,139	80.5	86.2
H21	457	38,684	84.6	93.5
H22	489	42,711	87.3	94.3
H23	532	46,127	86.7	92.5
H24	576	49,217	85.4	

※社会福祉法における標準数は80:1

○被保護世帯数の増加に CW 数が追いついていない。

○その他世帯への訪問調査活動や指導援助業務の増加が CW の負担となっている。

第2のセーフティネットに関する問題

1 第2のセーフティネット(現行)

求職者支援制度

【目的】

雇用保険を受給できない求職者が職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指す。

【支給額】

月10万円+通所手当

【要件】

職業訓練の受講ほか

併給
不可

住宅手当

【目的】

就労能力と就労意欲のある離職者を対象に住宅の確保(住宅喪失の予防)と再就職を支援する。

【支給額】

月36,000円以内(札幌市・単身の場合)

【要件】

求職活動ほか

2 生活保護基準額(最後のセーフティネット)

夏季:月113,940円 冬季:137,190円(札幌市・単身20~40歳の場合)

【内訳】生活扶助77,940円・住宅扶助36,000円以内・冬季加算23,250円/月(11~3月)

求職者支援制度の給付額が生活保護基準よりも小さく、第2のセーフティネットとして十分に機能していない。

- 働く能力のある者が生活保護に至らず自立できる給付水準の確保
- 就労・自立支援と一体の支援制度
 - ・ハローワークによる就労支援と居住確保
 - ・民間団体による家計再建等の支援

調査権限の強化と医療扶助の適正化に関する問題

1 地方自治体の調査権限の強化

調査権限の強化は、不正受給防止等に有効であるが、調査項目と調査対象を拡大しても、回答を得られなければ、意味がない。

回答の義務付けと正当な理由なく回答を拒否する場合の罰則規定が不可欠。

【参考】生活保護法第 29 条

保護の実施機関及び福祉事務所は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

調査結果についての措置を適切に講じなければ不正受給防止への抑止力が働かない。

不正受給を行った者に対する罰則強化と罰則適用に当たっての警察との連携等、実効性確保が必要。

【参考】生活保護法第 85 条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

2 医療扶助の適正化について

指定医療機関の取消要件が明確でなく、健康保険法等により保険医療機関として取消を受けた後も、保護の指定医療機関として、被保護者の診療が可能。

指定医療機関に健康保険法をみなし適用または取消要件を明確化する。

【参考】指定の取り消しに関する規定

○健康保険法

保険医等の責務規定に違反したとき、支払いに関する請求に不正があったとき、報告等を命ぜられてこれに応じないとき、罰金刑・禁固以上の刑に処せられたときなど

○生活保護法

指定医療機関の義務（厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当）に違反したとき

指定医療機関への指導について、地方自治体のみでは、指導に当たる医師の確保が困難なため、十分な指導ができない。

地方厚生局の協力による指定医療機関に対する指導体制の強化が必要。

早期の就労支援の効果(札幌市)

(10区のうち北区及び白石区の2区を集計)

1 就労支援の結果(平成 22 年度)

就労に至らず	就労 (保護継続)	就労 (自立)
84件	104件	20件

- ・22年度に支援を開始した208件中、就労に結びついた者は124件(うち20件が保護から自立)。
- ・就労に至らなかった原因は、就労への意欲が低い、体調・病状の悪化、求職者支援制度利用など。

2 就労支援開始から就労までの期間

保護開始後1年以内に
就労支援開始(59件)

1. 92月

保護開始後1年以後に
就労支援開始(65件)

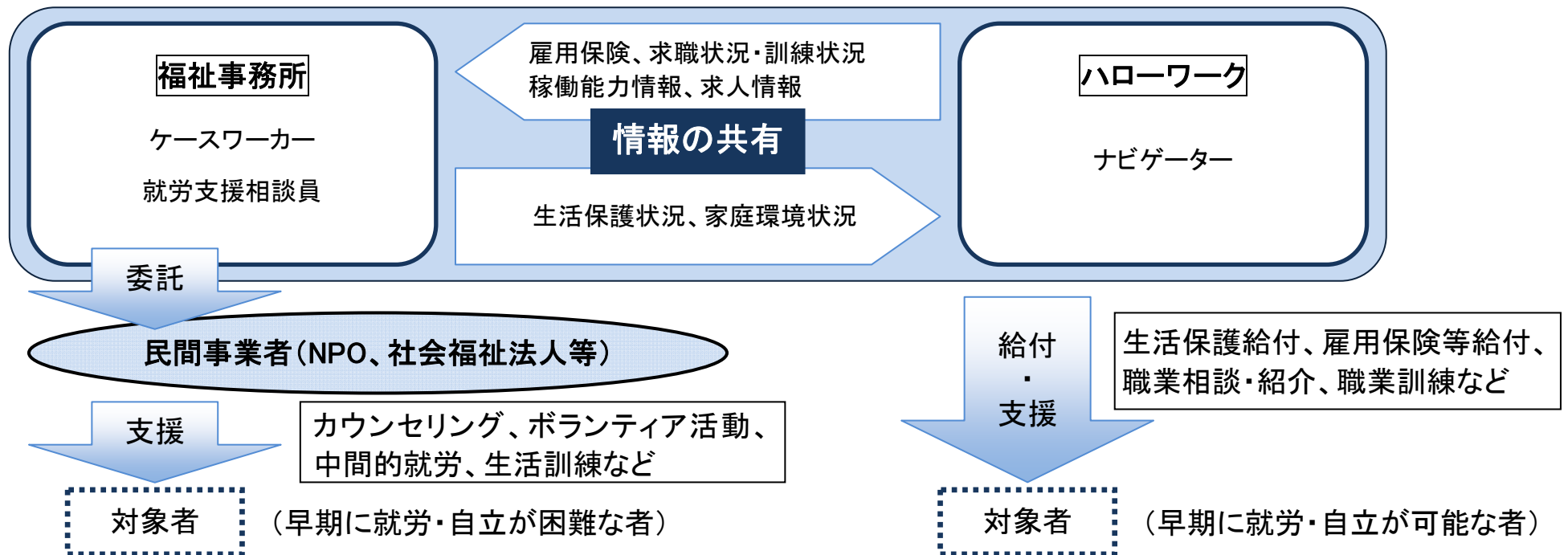
2. 28月

(平均2. 10月)

- ・就労に至った者への平均支援期間は、2. 10月。
- ・保護開始後1年以内に就労支援を開始した者の方が、就労までの期間が短い。
- ・就労により自立した20件のうち、1年以内に就労支援を開始した者は14件。

○就労支援の効果は、短期間で現れている。
○保護開始後、早期の就労支援がより効果的である。
○ハローワークとの一体化等、支援体制の拡充が必要。

福祉事務所とハローワークの一体型モデル(案)



メリット

【福祉事務所】

- 対象者の求職状況・訓練状況に応じた的確な支援・指導ができる。
- ハローワークの求人情報・職業訓練情報に基づいた支援・指導ができる。
- 医学的判断に加え、職業適性検査結果や労働市場の情報を基に稼働能力を判断することができる。
- 雇用保険・職業訓練受講給付の受給状況の把握により、適切な保護の決定ができる。
- 民間事業者への委託により、福祉事務所は早期に就労・自立が可能な者へ資源を集中できる。

【ハローワーク】

- 対象者に適した効果的な職業訓練ができる。
- 対象者の生活状況・病状等の把握により、的確な職業相談・紹介ができる。